

2027年3月新規学卒求人説明会

 令和8年5月20日

主催：ハローワーク徳島 求人雇用指導部門
ハローワーク小松島

1

本日の説明の流れ

1. はじめに
2. 新規学校卒業者の募集採用のルール
3. 求人申込書の書き方
4. ハローワークのサービスのご案内

2

はじめに

～ 新規学校卒業者の募集採用にあたってのお願い ～

■ 適正な採用計画の策定

安易な募集中止、募集削減はできません。
採用内定取消し、入職時期の繰り下げのないようにしてください。

■ 採用選考スケジュールの遵守

新規学校卒業者の選考開始時期を必ず守ってください。

■ 就職差別のない採用選考を

本人の能力と適性により公正に選考を行ってください。

3

新規学校卒業者の募集採用のルール

- (1) 採用計画
- (2) 募集
- (3) 選考
- (4) 内定
- (5) 「若者の募集・採用等に関する指針」
5つのポイント

4

新規学校卒業者の募集採用のルール【採用計画】①

【適正な採用計画の策定】

1. **安易な募集中止、求人数削減はできません。**

- × 中途採用者を採用したので、新規学卒求人を取り消したい。
- × 大卒予定者を予定より多く採用したので、高卒求人を取り消したい。
- × 誤って募集人数を多く書いてしまったので、訂正したい。



学生・生徒へ重大な影響を与えます！

5

新規学校卒業者の募集採用のルール【採用計画】②

【適正な採用計画の策定】

2. **採用内定取消し、入職時期の繰り下げのないようにしてください。**

採用内定取消し、入職時期の繰り下げは、学生・生徒に計り知れない打撃と失望を与えるものであり、決してあってはならない重大な問題です。

事業主は、

- ・ 採用内定取消しを防止するため、あらゆる手段を講じること。
- ・ やむを得ない事情により内定取消しを行う場合は、取消しとなった学生、生徒の新たな就職先の確保について最大限の努力を行うこと。

6

新規学校卒業者の募集採用のルール【採用計画】③

【適正な採用計画の策定】

- 「募集の中止」「求人数の削減」「採用内定取消し」「入職時期の繰り下げ」のないよう、**中長期的な採用計画のもと、募集・採用人数を決定**するよう努めてください。
- やむを得ない事情によりどうしても募集の中止等を行わなければならない場合は、**事前にハローワークおよび学校へ通知が必要**です。（職業安定法施行規則第35条第2項）

7

新規学校卒業者の募集採用のルール【募集】①

令和9年3月卒業予定者（中学・高校）

中学校	6月1日以降 令和9年1月8日以降 令和9年4月1日以降	公共職業安定所における求人受理 推薦・選考開始、採用内定開始 就業開始（実習・研修等を含む）
高等学校	6月1日以降 7月1日以降 7月1日以降 9月5日以降 9月16日以降 10月15日 10月16日以降 令和9年3月卒業後	公共職業安定所における求人受理、確認のための受付 推薦依頼高校一覧を添付（1校のみの場合も必ず添付が必要） 事業主への求人票返戻 推薦依頼高校一覧と併せて受理確認印を押印後、返戻 学校における求人受理（上記確認後） 学校からの推薦開始（1人1社制） 事業主の選考開始、採用内定開始（ 期日厳守 ） 現在の内定状況の報告 指定校制をはずし、1人2社までの複数応募・推薦可能（申し合わせ） 就業開始（実習・研修等を含む）

8

新規学校卒業者の募集採用のルール【募集】②

令和8年度卒業・修了予定者（大学等）

大学等	2月1日以降 3月1日以降 4月1日以降 6月1日以降 10月1日以降	公共職業安定所における求人受理 企業説明会開始（広報活動開始） 公共職業安定所における求人票、求人要項等の展示・公開 採用選考活動・学校推薦開始 採用内定開始
-----	---	---

【大学等とは】

大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、公共職業能力開発施設等を指します。

【留意事項】

求人公開後であっても、5月31日以前に採用選考活動を行うことのないようご注意ください。

9

高卒求人申込みにおける留意点①

- (1) 空欄のないよう、できるだけ**具体的に記入**してください。
- (2) 求人申込書の条件と、**採用後の条件が相違することのないよう**十分に検討してください。
- (3) 求人申込書は **職種別に作成**してください。
- (4) **固定残業代制**を採用する場合は、**必要事項を明示**してください。
- (5) **青少年雇用情報**の提供をお願いします。

10

高卒求人申込みにおける留意点②

- (6) 応募前職場見学の積極的な受け入れをご検討ください。
- (7) 求人票等の返戻方法（来所または郵送）をお知らせください。
7 / 1 に返戻希望の場合は 6 / 17 までにご提出ください。
※郵送は7 / 1 に発送します。
- (8) ハローワークで 受理確認印を押印した求人票以外は、
推薦・紹介は行いません。
受理確認印のある求人票の写しを高校へ送付してください。

11

高卒求人申込みにおける留意点③

- (9) 受理された求人票の内容は、できるだけ変更しないでください。
やむを得ず変更する場合、速やかにハローワークへ連絡してください。
- (10) 高卒求人の有効期間は、充足等による募集終了まで、
または令和9年6月末日までです。

■ 高校卒業者を対象とした文書募集の規制

(文書募集：新聞、出版物、テレビ、インターネット等により募集を行うこと)

以下の条件をすべて満たす場合、卒業年の前年の7月1日以降行うことができます。

- ① 広告等掲載にあたり、求人者管轄安定所名、求人番号を記載すること
- ② 求人記載内容と異なるものでないこと
- ③ 応募の受付は、学校またはハローワークを通じて行うこと **※中学校卒業者の文書募集は禁止**

12

求人不受理について

改正職業安定法の施行により、ハローワークは、**一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人の申込みを受理しないことが可能**となっています。

以下のいずれかの要件に該当する場合は、求人の申込みを受理しない こととしています。

①	内容が法令に違反する求人
②	労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
③	求人者が労働条件を明示しない求人
④	一定の労働関係法令違反のある求人者による求人
⑤	暴力団員などによる求人
⑥	職業紹介事業者からの自己申告の求めに応じなかった求人者による求人

13

新規学校卒業者の募集採用のルール【選考】

高等学校卒業予定者

- (1) **面接等の選考は 9月16日以降** に実施してください。
* 選考日の連絡は、文書により学校及び学校を通じて生徒に通知してください。（応募した生徒に直接連絡を行わないこと）
- (2) 応募書類は「**全国高等学校統一用紙**」以外の提出を求めないでください。

14

選考における留意点

(1) 本人の適性と能力による採用選考を

就職差別につながるおそれのある質問はしないでください。

(2) 選考時の「健康診断」は慎重に検討を

応募者の適性と能力を判断するうえで、真に必要なかを慎重に検討してください。

(3) 男女均等な採用選考の実施

15

新規学校卒業者の募集採用のルール【内定】

高等学校卒業予定者

(1) 採用内定開始は 9月16日以降

* 採否の決定は、速やかに学校を通じて通知をお願いします。

* 不採用の場合、応募書類は学校へ返却してください。

(2) 就業開始は 学校卒業後 (卒業日の翌日) から

* 卒業前の実習、教育訓練、懇親会等への参加要請等は認められていません。

(3) 採用内定状況の報告

* 10月15日現在の内定状況の報告をお願いします。

* 本年度より、指定校推薦の求人が未充足の場合、10月16日より公開範囲を「4.公開しない→1.公開する」へ変更します。

16

新規学校卒業者の募集採用のルール

「若者の募集・採用等に関する指針」5つのポイント

(「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等 その他の関係者が適切に対処するための指針」)

- (1) 募集にあたっての労働条件の明示などの対応が必要です
- (2) 内定取消しは無効になることもあります
- (3) ハラスメントに注意してください
- (4) 「青少年雇用情報」の情報提供が必要です
- (5) 卒業後3年以内の者も「新卒枠」での応募受付に努めてください

17

ハローワーク	所在地	電話・FAX	管轄区域	担当業務
ハローワーク徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町 1丁目5	TEL：088-622-6305 (31#) FAX：088-625-9081	徳島市 名西郡 名東郡	・新卒求人申込受理
駅のハローワーク (徳島新卒応援 ハローワーク)	〒770-0831 徳島市寺島本町西 1丁目61 徳島駅クレメントプラ ザ5階	TEL：088-623-8010 FAX：088-625-1822	徳島市 名西郡 名東郡	・新卒者採用内定 状況の確認 ・職場定着支援等
ハローワーク 小松島	〒773-0001 小松島市小松島町外開 1-11 小松島みなと合同庁舎 1階	TEL：0885-32-3344 FAX：0885-32-2712	小松島市 勝浦郡	・新卒求人申込受理 ・新卒者採用内定 状況の確認 ・職場定着支援等

18

高卒求人申込書の書き方①

あらかじめ事業所登録が必要です

「求人区分」(本年度からの変更点)

: 指定校推薦を受ける場合は **4.公開しない** を選択

「仕事内容」 : 「業務の変更範囲」を必ず記入

「受動喫煙対策」 : 施設類型別の対策について明示

「必要な知識・技能等」 : 資格取得時期など柔軟な対応を

「賃金・手当」 : 「基本給」「手当」「固定残業代」は明確に

19

高卒求人申込書の書き方②

「労働時間」 : 法定労働時間や36協定の確認、休日の記載

「求人数」 : 社宅等の用意をしない場合は「通勤」欄へ

「応募前職場見学」 : 実施日等の記入(採用選考にならないよう注意)

「受付期間」 : 応募受付の開始日は「**9月5日**」以降とし、
受付期間を設定しない場合は「**開始日のみ指定**」
※選考開始は**9月16日**以降

「青少年雇用情報」 : 可能な限り全ての項目の記入を

受理された求人票は 変更することのないようにしてください

20

【高卒求人申込書 提出前に再確認をお願いします】①

- ① 指定校推薦を受ける場合、公開範囲「4. 求人情報を公開しない」が選択されていますか。
- ② 「仕事内容」は、具体的でわかりやすい記載になっていますか。
「業務の変更範囲」を明示してください。
- ③ 「試用期間」がある場合、その「期間」また条件が異なる場合はその「条件」が補足事項欄に記載されていますか。
- ④ 「受動喫煙対策」が「否」になっていませんか。
- ⑤ マイカー通勤が可能な場合、特記事項欄に「駐車場の有無・費用」が記載されていますか。
- ⑥ 「転勤の可能性」が「あり」の場合、補足事項欄へ「転勤地域」が記載されていますか。

21

【高卒求人申込書 提出前に再確認をお願いします】②

- ⑦ 「通学」が「可」の場合、青少年雇用情報欄へ詳細な内容が記載されていますか。
- ⑧ 「必要な知識・技能等」は、応募の機会が広がるようご検討をお願いします。
※入社後の資格取得を認めるなど、高校生に配慮した柔軟な対応をお願いします。
- ⑨ 「基本給」は初任給の額ですか。固定残業代や各種手当を含んでいませんか。
「現行」か「確定」のいずれかが選択できていますか。
※「確定」の場合、例年10月に実施される最低賃金額改定に伴い、賃金額の見直しをお願いします場合があります。
- ⑩ 「固定残業代」がある場合、特記事項欄に必要な記載がされていますか。
- ⑪ 「定額的に支払われる手当」は、毎月全員に支払われる手当が記載されていますか。

22

【高卒求人申込書 提出前に再確認をお願いします】③

- ⑫「**就業時間**」は、法定労働時間が遵守されており、就業規則や各種届出の内容に応じた記載されていますか。
- ⑬「**時間外労働**」が「あり」の場合、36協定が締結されており、また特別条項付きの36協定を締結している場合は「特別な事情・期間等」へ併せて記載されていますか。
- ⑭「**休日**」で、夏季休暇などの特別休暇がある場合、「その他」欄へ記載されていますか。
- ⑮「**求人数**」は、入居可能住宅を用意しない場合は「通勤」、用意した住宅への入居を条件とする場合は「住込」、労働者の希望により用意する場合は「不問」として記載されていますか。
- ⑯「**受付期間**」の開始日は、9月5日以降になっていますか。

※応募の受付期間を設定する場合は、開始日と終了日の記載をお願いします。

23

【高卒求人申込書 提出前に再確認をお願いします】④

- ⑰「**複数応募**」を「可」とした場合、10月16日以降となっていますか。
- ⑱「**選考方法**」で「その他」を選択した場合、詳細な内容が記載されていますか。
※面接や試験を複数回実施する場合や、オンライン面接が予定されている場合などは「補足事項欄」へ記載してください。
- ⑲「**青少年雇用情報**」は記載されていますか。
※情報提供の義務：企業全体の「募集・採用に関する情報」「職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況」「職場への定着に関する取組の実施状況」の各項目につき、それぞれ1項目以上の記載が必要です。
※上記にかかわらず、可能な限り全ての項目の記入をお願いします。
- ⑳「**推薦依頼高校一覧**」の添付をお願いします。
※公開範囲を1. 公開する とすることで推薦校を指定せずに募集を行うことも可能です。

24

求人者マイページの注意点①

求人者マイページから高卒求人の申し込みができます。

- ① 過去に申込みをした求人情報からの転用も可能です。
※求人区分は「新規学卒者等」で「高卒」を選択してください。
- ② 学卒求人については、**マイページからの求人条件変更は行えません。**
万一変更される場合、提出が必要な書類がありますのでハローワークまでご連絡ください。
- ③ 学校等への訪問時に使用する求人票は**ハローワークの受理印付きのもの**となります。
マイページから出力する求人票・仮求人票（プレビュー）は使用できません。

25

求人者マイページの注意点②

- ④ **指定校推薦希望の場合**：求人公開範囲「4. 求人情報を公開しない」を選択
「指定校推薦」に学校名及び推薦人数を入力
希望しない場合：求人公開範囲は「1. 事業所名等を含む求人情報を公開する」
「指定校推薦」は空欄
- ⑤ **マイページ申し込みの場合も、求人票の返戻は7/1以降となります。**
「ハローワークからの連絡事項」に返戻方法（**来所または郵送**）を記入ください。
- ⑥ 紙媒体と同様、7/1に返戻希望の場合、**6/17までに申請**ください。

26

ハローワークのサービス①

① 応募が増えるような求人条件の提案や雇用管理に関する提案をします。

わかりやすい求人票の作成や求人条件の見直しなど、ご相談ください。

② スタッフが訪問してお話を伺います。

ハローワークの事業所訪問担当スタッフが訪問します。お気軽にお電話ください。

③ 就職面接会・会社説明会を開催しています。

ハローワークの会議室を使用して行う小規模なものや、地方自治体などとの共催によるものなど、さまざまな形で就職面接会や会社説明会を開催しています。会社見学会も企画しています。

④ 事業所のPR情報を求職者に提供します。

職場風景などの画像情報や事業所からのメッセージなど、求人票だけでは伝わらない事業所情報をご登録ください。ハローワークインターネットサービスで公開します。

27

ハローワークのサービス②

⑤ 豊富なデータに基づく情報を提供します。

職種別の求人数・求職者数のデータ、職種別賃金情報のほか、ハローワークの豊富な経験に基づき、賃金や求人条件の検討のための情報提供を行っています。

⑥ 求人は全国のハローワークで公開、インターネットでも公開します。

申し込まれた求人は、全国のハローワーク内に設置されている求人検索端末やインターネットで公開します。

⑦ 各種助成金制度をご案内します。

若年者、中高年齢者、障害者など、労働者の新たな雇入れ、雇用の安定、人材育成に取り組む事業主に対して、様々な助成金を用意しています。

28